

議案第 37 号

飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

分担金徴収率の改正

飛驒市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部 を改正する条例

飛驒市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例（平成16年飛驒市条例第160号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飛驒市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業名	分担金の額
農地災害復旧事業	工事費の30%
農業用施設災害復旧事業	徴収しない
林業用施設災害復旧事業	徴収しない

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案	
<u>飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例</u>			<u>飛騨市農林業用施設災害復旧事業分担金徴収条例</u>	
本則・附則 略			本則・附則 略	
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）	
事業名	区分	分担金の額	事業名	分担金の額
農地災害復旧事業	<u>公共</u>	<u>30%</u> _____	農地災害復旧事業	<u>工事費の30%</u>
	<u>単独</u>	<u>30%</u>		_____
農業用施設災害復旧事業	<u>公共</u>	<u>30%</u> _____	農業用施設災害復旧事業	<u>徴収しない</u>
	<u>単独</u>	<u>20%</u>		_____
林業用施設災害復旧事業	<u>公共</u>	<u>20%</u> _____	林業用施設災害復旧事業	<u>徴収しない</u>
	<u>単独</u>	<u>20%</u>		_____

飛騨市農林業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の 一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

分担金徴収率の改正

2 改正の内容

農業用施設災害復旧事業及び林業用施設災害復旧事業に係る分担金を徴収しないこととするもの。

3 施行日 令和2年4月1日